**平成２８年（フ）第２７６５号**
横浜市神奈川区菅田町2634番地
債務者　秋葉美代子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖崎　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３４６号**
山梨県南アルプス市荊沢1270番地　メゾン鈴吉406、前住所山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1985番地７
債務者　長田　康宏
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花輪　仁士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３号**
香川県高松市福岡町３丁目27番５号
債務者　三好　宏明
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第４号**
香川県高松市福岡町３丁目27番５号
債務者　三好　邦子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　　創
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第４１６号**
大分市大字市708番地の２（レオパレス華205）
債務者　山下　慎司
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第６８２号**
北九州市小倉南区城野２丁目１番３―504号
債務者　畑中　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第３３４号**
函館市山の手２丁目28番２号　リージャストマンション　102号室
債務者　吉村　孝明
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第５２５８号**
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番25号レインボー21Ｂ棟303号室、前住所大阪市住之江区御崎４丁目７番13―110号
債務者　松尾　正巳
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５２５９号**
大阪府枚方市香里園町９番16―302号
債務者　中牟田正彦
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５３１４号**
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目８番９―508号
債務者　須田　征起
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５４３４号**
大阪市淀川区十三本町１丁目19番５―406号
債務者　林　　典三
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５４７０号**
大阪府門真市岸和田３丁目43番40―301号
債務者　瀬口　正道
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５４９５号**
大阪市平野区加美北３丁目８番28―511号
債務者　白數　　主
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５１号**
大阪府門真市大倉町13番15号　ハイツ・大倉101号、前住所大阪府守口市八雲中町２丁目12番26―303号
債務者　中西　大祐
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５４号**
大阪府東大阪市吉田７丁目８番43号シャトー西村308号、前住所大阪府東大阪市長田西２丁目６番30―20Ｂ号　20Ｂ号
債務者　戸城　博久
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第５５号**
大阪市西成区山王２丁目２番27号　公南ハイツ　302
債務者　稲岡　敏信
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第１８２５号**
名古屋市千種区若水２丁目３番４号　サンマンション千種公園Ｆ―304
債務者　森田　智仲
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部